

社会福祉法人やまぶき会身体拘束適正化指針

社会福祉法人やまぶき会

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人やまぶき会が設置経営する菜の花工房は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めるため、本指針を定める。

(基本的な考え方)

第2条 身体拘束の適正化に向けた取り組みは、菜の花工房における支援の質の向上や生活環境の改善につながるものであり、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて）」などのマニュアル・諸規程等を遵守しながら取り組むものとする。

第2章 対応等の整備

(対応等の整備)

第3条 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされている。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされている。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行う。

(1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(身体拘束禁止の対象となる具体的行為)

第4条 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為の一例を以下に示す。

- (1) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (2) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (4) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)より抜粋

(日常的支援における留意事項)

第5条 身体拘束を行う必要性が生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

- (1) 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- (2) 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- (3) 利用者の思いを汲み取りながら、利用者の意向に沿った支援を提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- (4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。

(情報開示)

第6条 本指針は、当施設内の掲示場所に掲示するとともに、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応じる。

第3章 身体拘束適正化に向けた体制

(身体拘束適正化委員会の設置)

第7条 当施設では、身体拘束の適正化に向けて身体拘束適正化委員会を設置し、その結果について、職員に周知徹底を図る。

なお、「虐待防止委員会」と同時に開催することができるものとする。

(1) 設置目的

- ① 当施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ③ 身体拘束適正化に関する職員全体への指導

(2) 委員会の構成員

- ① 理事長
- ② 第三者委員
- ③ 施設長
- ④ サービス管理責任者

- ⑤ 委員会は、上の構成員をもって組織するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることが出来るものとする。

(3) 開催

- ① 身体拘束適正化委員会は、定期（年1回以上）又は身体拘束の必要等が生じた都度開催するものとする。

（やむを得ず身体拘束を行う場合の対応）

第8条 本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。

(1) 利用前

- ① サービス調整会議等において慎重に検討・決定する。
- ② 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束を必要とする場合は、身体拘束適正化委員会においても協議を要する。
- ③ 身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画に記載し、ご本人、ご家族に対しサービス管理責任者等が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書（様式-1）を以って同意を得るものとする。

(2) 利用時

- ① 利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束を必要とする場合は、身体拘束適正化委員会で協議・検討する。
- ② 個別支援計画の変更を行い、身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載し、ご本人、ご家族に対しサービス管理責任者等が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書（様式-1）を以って同意を得るものとする。

(3) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、施設長を含めた職員間で協議し、緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後、身体拘束適正化委員会に報告を行う。
- ② ご家族への説明は、翌日までにサービス管理責任者等が行う。

(4) 行政への相談・報告

- ① 身体拘束を行う必要がある場合、又は行った場合には、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、身体拘束を含めた支援についての理解を得るものとする。

第4章 身体拘束適正化に向けた各職種の役割

（各職種の役割）

第9条 身体拘束の適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、他職種協働を基

本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(施設長)

- ① 身体拘束適正化の検討に係る全体責任者
- ② 身体拘束適正化委員会の運営管理
- ③ 身体拘束廃止に向けた職員教育
- ④ 施設のハード・ソフト面の改善

(サービス管理責任者)

- ① 支援現場における諸課題の統括管理
- ② 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ③ 本人の意向に沿った支援の確立
- ④ 記録の整備

(生活支援員・職業指導員)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ② 利用者の尊厳を理解する
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状態を把握し支援にあたる
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録

第5章 身体拘束適正化のための職員教育・研修

(職員教育・研修)

第10条 支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り職員教育を行う。

- (1) 教育・研修を年1回以上開催する。
- (2) 上の教育・研修の実施内容については記録を残す。
- (3) この職員教育・研修については、虐待防止に係る研修と併せて行ってもよいこととする。

第6章 雑 則

(変更・廃止手続)

第11条 本指針の変更および廃止は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この方針は、令和6年6月4日から施行する。

身体拘束・行動制限に関する説明書（様式－１）

_____様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないと判断されるとき。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由	
方法（場所、内容、部位）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施します。

（法人名）（事業所名）

管理者 _____

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名 _____

ご本人との続柄 _____